



宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日(木曜日)号外 第15号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1	○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 2

規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第8号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和39年宮崎県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第14条 部局の長は、公有財産を借り受けようとする者については、個人にあっては公有財産借受申請書(別記様式第6号)を、法人又は法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)にあっては公有財産借受申請書及び役員等一覧(別記様式第6号の2)を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときは<u>この限りでない</u>。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(公有財産の貸付期間の延長及び更新)</p> <p>第19条 部局の長は、公有財産の借受人が、貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては公有財産借受期間延長(更新)申請書(別記様式第9号)を、法人等にあっては<u>公有財産借受延長(更新)申請書</u>及び役員等一覧を借受期間満了の日前15日までに提出させ、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときは<u>この限りでない</u>。</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書(別記様式第13号)を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p>	<p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第14条 部局の長は、公有財産を借り受けようとする者については、個人にあっては公有財産借受申請書(別記様式第6号)を、法人又は法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)にあっては公有財産借受申請書及び役員等一覧(別記様式第6号の2)を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、<u>その他部局の長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(公有財産の貸付期間の延長及び更新)</p> <p>第19条 部局の長は、公有財産の借受人が、貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては公有財産借受期間延長(更新)申請書(別記様式第9号)を、法人等にあっては<u>公有財産借受期間延長(更新)申請書</u>及び役員等一覧を借受期間満了の日前15日までに提出させ、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるとき、<u>その他部局の長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書(別記様式第13号)を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) [略]</p>

2～4 [略]

様式第 6 号の 2 (第14条、第19条、第24条関係)

[略]

役職名	ふりがな 氏 名	性別	住 所 (都道府県名のみ)	生年月日
[略]				[略]

[略]

2 前項本文の規定にかかわらず、部局長は、特に必要がないと認めるときは、役員等一覧の提出を省略させることができる。

3～5 [略]

様式第 6 号の 2 (第14条、第19条、第24条関係)

[略]

役職名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日
[略]			

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の公有財産取扱規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 9 号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)～(12) [略] (13) 第56条第1項の規定による社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会のうち次に掲げるものの業務又は会計の状況に関する報告の徴収並びに業務及び財産の状況の検査に関すること(ウに掲げるもの に あっては、 <u>軽費老人ホームの施設運営に係るものに限る。</u>) ア 保育所、老人デイサービスセンター又は <u>養護老人ホームを設置する者(その他の社会福祉施設を併せて設置する者を除く。)</u> イ <u>市町村の区域を単位とする社会福祉協議会</u>	西臼杵支 庁長	1 [略] 1の2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による次の事務((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。) (1)～(12) [略] (13) 第56条第1項の規定による社会福祉法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収並びに業務及び財産の状況の検査に関すること 。

	<p>ウ 軽費老人ホームを設置する者 (14)～(20) [略]</p> <p>(21) 第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。)</p> <p>2・2の2 [略]</p> <p>3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第46条第1項の規定による報告の徴収及び実地監督に関すること(社会福祉施設等指導監査実施要綱(昭和58年6月27日定め)第11条第1項第1号に規定するものに限る。)</p> <p>。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>3の2～4の3 [略]</p> <p>4の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること。</p> <p>5 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による次の事務</p> <p>(1) 第11条第2項の規定による命令及び質問に関すること(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助及び相談支援(地域相談支援に限る。))の各自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(17) [略]</p> <p>5の2～46 [略]</p> <p>47 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第31条の2第2項第15号ハに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(4) 第31条の2第2項第16号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(5) 第62条の3第4項第15号ハに規定する住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(6) 第62条の3第4項第16号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>48～61 [略]</p>	<p>(14)～(20) [略]</p> <p>(21) 第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること。</p> <p>2・2の2 [略]</p> <p>3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による次の事務 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 第46条第1項の規定による報告の徴収及び実地監督に関すること。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>3の2～4の3 [略]</p> <p>4の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱(昭和58年6月27日定め)第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による次の事務</p> <p>(1) 第11条第2項の規定による命令及び質問に関すること(療養介護、短期入所及び障害者支援施設に係るものを除く。)</p> <p>(2)～(17) [略]</p> <p>5の2～46 [略]</p> <p>47 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による次の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第31条の2第2項第14号ハに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(4) 第31条の2第2項第15号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(5) 第62条の3第4項第14号ハに規定する住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(6) 第62条の3第4項第15号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>48～61 [略]</p> <p>62 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)による次の事務 (1) 第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に関すること。</p>
--	--	---

			<p>(2) 第54条第3項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第56条の規定による報告の徴収に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第57条の規定による改善命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第58条の規定による認定の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第59条の規定による助言及び指導に関する<u>こと。</u></p> <p>63 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則(平成24年宮崎県規則第57号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による軽微な変更の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第5条の規定による完了の報告の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第6条の規定による取りやめの申出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第7条の規定による申請の取下げの受理に関する<u>こと。</u></p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p>	<p>1 <u>社会福祉法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。)</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第56条第1項の規定による社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会のうち次に掲げるものの業務又は会計の状況に関する報告の徴収並びに業務及び財産の状況の検査に関すること(ウに掲げるものにあつては、軽費老人ホームの施設運営に係るものに限る。)</u></p> <p>ア <u>保育所、老人デイサービスセンター又は養護老人ホームを設置する者(その他の社会福祉施設を併せて設置する者を除く。)</u></p> <p>イ <u>市町村の区域を単位とする社会福祉協議会</u></p> <p>ウ <u>軽費老人ホームを設置する者</u></p> <p>(14)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。)</u></p> <p>1の2・1の3 [略]</p> <p>2 <u>児童福祉法による次の事務((8)及び(9)に掲げる事務にあっては、南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>第46条第1項の規定による報告の徴収及</u></p>	<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p>	<p>1 <u>社会福祉法による次の事務(福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(14)までに掲げる事務にあっては、町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。)</u></p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>第70条の規定による報告の徴収並びに検査及び調査に関すること。</u></p> <p>1の2・1の3 [略]</p> <p>2 <u>児童福祉法による次の事務((8)及び(9)に掲げる事務にあっては、福祉こどもセンターに限る。)</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>第46条第1項の規定による報告の徴収及</u></p>

	<p>び実地監督に関すること(社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第1号に規定するものに限る。)</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>2の2～3の3 [略]</p> <p>3の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>4 障害者自立支援法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1) 第11条第2項の規定による命令及び質問に関すること(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助及び相談支援(地域相談支援に限る。))の各自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(17) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(3)から(7)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	<p>び実地監督に関すること。</p> <p>(9)・(10) [略]</p> <p>2の2～3の3 [略]</p> <p>3の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること(福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務(福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1) 第11条第2項の規定による命令及び質問に関すること(療養介護、短期入所及び障害者支援施設に係るものを除く。)</p> <p>(2)～(17) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法による次の事務(福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務(福祉こどもセンターに限り、かつ、(3)から(7)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(12)から(15)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(15) [略]</p>
<p>保健所長</p>	<p>1～11 [略]</p> <p>12 母子保健法(昭和40年法律第141号)第19条第1項の規定による訪問指導に関すること。</p> <p>12の2 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第9条第2項の規定による養育医療券の交付に関すること。</p> <p>13～20 [略]</p> <p>20の2 化製場等に関する条例(昭和59年宮崎県条例第24号)第13条の規定による動物の飼養停止等の届出の受理に関すること。</p>	<p>保健所長</p> <p>1～11 [略]</p> <p>12 削除</p> <p>13～20 [略]</p> <p>20の2 化製場等に関する条例(昭和59年宮崎県条例第24号)による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による届出(死亡獣畜取扱場に係るものに限る。)の受理に関すること</p> <p>○</p> <p>(2) 第6条の規定による届出(死亡獣畜取扱場に係るものに限る。)の受理に関すること</p> <p>○</p>

<p>21～28 [略]</p> <p>29 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第 1 項（第13条第 2 項及び第14条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による<u>動物取扱業者登録簿</u>への登録に関すること。</p> <p>(3) 第11条第 2 項（第13条第 2 項及び第14条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(4) 第12条第 1 項（第13条第 2 項及び第14条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(5) 第12条第 2 項（第13条第 2 項、第14条第 3 項及び第19条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 第16条第 1 項の規定による<u>廃業等の届出</u>の受理に関すること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p>(20) 第25条第 3 項の規定により、市町村の長に対して必要な協力を求めること。</p> <p>(21)～(28) [略]</p>	<p>(3) 第13条の規定による<u>動物の飼養停止等の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>21～28 [略]</p> <p>29 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第 1 項（第13条第 2 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による<u>第 1 種動物取扱業者登録簿</u>への登録に関すること。</p> <p>(3) 第11条第 2 項（第13条第 2 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(4) 第12条第 1 項（第13条第 2 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否に関すること。</p> <p>(5) 第12条第 2 項（第13条第 2 項、第14条第 4 項及び第19条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知に関すること。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(9) 第14条第 3 項の規定による<u>廃止の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 第16条第 1 項（第24条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による<u>廃業等の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) 第22条の 6 第 2 項の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(16) 第22条の 6 第 3 項の規定による<u>検案書又は死亡診断書の提出命令</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(21) 第24条の 2 の規定による<u>届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(22) 第24条の 3 第 1 項の規定による<u>変更の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(23) 第24条の 3 第 2 項の規定による<u>変更又は廃止の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(24)・(25) [略]</p> <p>(26) 第25条第 3 項の規定による<u>措置命令又は勧告</u>に関すること。</p> <p>(27) 第25条第 4 項の規定により、市町村の長に対して必要な協力を求めること。</p> <p>(28)～(35) [略]</p> <p>(36) 第35条第 1 項（第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による<u>犬又は猫の引取り</u>に関すること。</p> <p>(37) 第35条第 2 項（第35条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による<u>引取り場所の指定</u>に関すること。</p> <p>(38) 第35条第 4 項の規定による<u>犬又は猫の返還又は譲渡</u>に関すること。</p> <p>(39) 第36条第 2 項の規定による<u>負傷動物等の</u></p>
---	--

	<p>29の2 [略]</p> <p>29の3 犬の引取業務実施要領（平成7年3月31日定め）に基づく犬の引取りに関する<u>こと。</u></p> <p>29の4 ねこの引取業務実施要領（昭和58年4月1日定め）4の(1)の規定によるねこ処分申込書の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>29の5 負傷動物収容業務実施要領（平成10年3月31日定め）3の(1)の規定による負傷動物の収容に関する<u>こと。</u></p> <p>30～35 [略]</p> <p>35の2 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年3月3日定め）による次の事務 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第11条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第12条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第12条第2項の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第13条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第13条第2項の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>36～67 [略]</p> <p>68 障害者自立支援法による次の事務（育成医療に係るものに限る。） (1) 第53条の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第54条第1項の規定による支給認定に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の決定に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第56条第2項の規定による変更の認定及び医療受給者証の提出の請求に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第56条第4項の規定による医療受給者証の返還に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第57条第1項の規定による取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求に関する<u>こと。</u></p> <p>69 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）による事務（育成医療に係るものに限る。） (1) 第32条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p>	<p>収容に関する<u>こと。</u></p> <p>(40) 第37条第2項の規定による指導及び助言に関する<u>こと。</u></p> <p>29の2 [略]</p> <p>30～35 [略]</p> <p>35の2 宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領（平成20年3月3日定め）による次の事務 (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第10条の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第11条第1項の規定による受給期間の延長の決定に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 第13条第1項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第14条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第14条第2項の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第15条第1項の規定による申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 第15条第2項の規定による受給者証の交付に関する<u>こと。</u></p> <p>36～67 [略]</p> <p>68及び69 削除</p>
--	---	--

	(2) 第33条第1項の規定による申請の受理及び医療受給者証の交付に関すること。 70 [略]		70 [略]
[略]		[略]	
精神保健福祉センター所長	1 障害者自立支援法による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。) (1)~(4) [略] 2 障害者自立支援法施行令による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。) (1)・(2) [略]	精神保健福祉センター所長	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。) (1)~(4) [略] 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)による次の事務(精神通院医療に係るものに限る。) (1)・(2) [略]
[略]		[略]	
児童相談所長	1・2 [略]	児童相談所長	1・2 [略] 3 児童福祉施設入所者等への医療給付に係る受診券の交付及び再交付に関すること。
[略]		[略]	
土木事務所長	1~27 [略] 28 租税特別措置法による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第31条の2第2項第15号ハに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (4) 第31条の2第2項第16号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (5) 第62条の3第4項第15号ハに規定する住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (6) 第62条の3第4項第16号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (7)~(10) [略] 29~39 [略]	土木事務所長	1~27 [略] 28 租税特別措置法による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第31条の2第2項第14号ハに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (4) 第31条の2第2項第15号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (5) 第62条の3第4項第14号ハに規定する住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (6) 第62条の3第4項第15号ニに規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (7)~(10) [略] 29~39 [略] 40 都市の低炭素化の促進に関する法律による次の事務(日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所及び日向土木事務所に限る。) (1) 第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に関すること。 (2) 第54条第3項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。 (3) 第56条の規定による報告の徴収に関すること。 (4) 第57条の規定による改善命令に関すること。 (5) 第58条の規定による認定の取消しに関すること。 (6) 第59条の規定による助言及び指導に関すること。

		41 宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則による次の事務（日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所及び日向土木事務所に限る。） （1）第4条の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。 （2）第5条の規定による完了の報告の受理に関すること。 （3）第6条の規定による取りやめの申出の受理に関すること。 （4）第7条の規定による申請の取下げの受理に関すること。
[略]	[略]	[略]
港湾事務所 所長	[略]	港湾事務所 所長
東九州自動車道用地事務所 所長	1 建設工事に関する1件の設計金額8,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関すること。 2 所管建設工事等に係る契約の内容証明及び履行証明に関すること。	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～10 [略]

11 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日定め）に基づく補助金のうち、みやざき担い手経営資源継承総合対策事業（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）に基づき知事の承認があった地域担い手育成総合支援協議会が事業実施主体であるものに限る。）に係る補助金

12 [略]

13 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、稲作等生産構造改革促進対策事業（大規模担い手育成等コスト低減対策事業）、戸別所得補償制度導入円滑化対策事業（戸別所得補償制度活用推進事業）、加工用米を進める新産地構造転換支援事業、企業と育む県内農産物需要拡大促進事業、園芸産地基盤強化緊急整備事業、メロン産地改革緊急支援事業、産地加工施設対応畑作農業推進事業、挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業、元気みやざき園芸産地確立事業、みやざき土地利用型野菜産地づくり事業、ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業、「みやざきの花」産地パワーアップ推進事業、「日本一」スイートピー新技術実証緊急対策事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業、果樹だからできる6次産業化チャレンジ事業、緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業、果樹ブランド力向上産地戦略推進事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業、茶業経営構造改革総合対策事業及び特用作物生産力向上サポート事業に係る補助金

14～18 [略]

19 宮崎県鳥獣保護区被害防止対策事業補助金交付要綱（平成13年4月1日定め）に基づく補助金

20～39 [略]

1～10 [略]

11 [略]

12 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業（目指せ10町歩！大規模経営体育成加速化事業）、経営所得安定対策推進事業（経営所得安定対策活用推進事業）、加工用米を進める新産地構造転換支援事業、企業と育む県内農産物需要拡大促進事業、「儲かるを形に」みやざきの園芸産地強化支援事業、みやざき土地利用型野菜産地づくり事業、ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業、施設園芸用燃料の木質バイオマス転換促進事業、攻めの次世代花き産地育成事業、「日本一」スイートピー新技術実証緊急対策事業、果樹だからできる6次産業化チャレンジ事業、「花」も「実」もある中山間園芸産地改革事業、みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業、選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業（高品質茶生産技術確立支援）及び特用作物生産力向上サポート事業に係る補助金

13～17 [略]

18 有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金交付要綱（平成25年4月1日定め）に基づく補助金

19～38 [略]

40 市町村有害鳥獣捕獲促進事業補助金交付要綱 (平成22年
4月1日定め) に基づく補助金
41~47 [略]

39~45 [略]
46 自給飼料基盤に立脚した飼料増産総合対策事業補助金交
付要綱 (平成23年4月1日定め) に基づく補助金のうち、
飼料増産体制整備事業に係る補助金
47 小水力発電等農村地域導入支援事業補助金交付要綱 (平
成24年4月1日定め) に基づく補助金

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表保健所長の項第29号の改正規定は、同年9月1日から施行する。